

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号。以下「法」という。）に基づいて行う行政処分等に関し、必要な基準と事務手続等を明確にすることにより、行政処分の公正を保ち、透明性を向上させ、法の目的を達成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、法及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（平成 17 年 5 月 9 日経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡）の例による。

(処分適用の範囲)

第 3 条 この要領の規定は、次に掲げる行政処分に適用するものとする。

- (1) 法第 20 条第 3 項又は法第 90 条第 3 項の規定に基づく関連事業者に対する命令
- (2) 法第 51 条第 1 項に規定する引取業者の登録の取消し又は事業の停止命令
- (3) 法第 58 条第 1 項に規定するフロン回収業者の登録の取消し又は事業の停止命令
- (4) 法第 66 条第 1 項に規定する解体業者の許可の取消し又は事業の停止命令
- (5) 法第 72 条に規定する破砕業者の許可の取消し又は事業の停止命令

第 2 章 行政処分の基準

(命令の要件)

第 4 条 法第 20 条第 3 項の規定に基づく命令の要件は、同条第 1 項若しくは第 2 項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由（天災、事故等の不可抗力等によるものという。以下同じ。）がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合とする。

2 法第 90 条第 3 項の規定に基づく命令の要件は、同条第 1 項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合とする。

(登録及び許可の取消し・事業の停止命令)

第 5 条 法第 51 条第 1 項若しくは法第 58 条第 1 項の規定に基づく登録の取消し及び事業の停止命令、又は法第 66 条（法第 72 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し及び事業の停止命令（以下、「登録及び許可の取消し等」という。）の要件及び内容は、別表のとおりとする。

2 違反行為が別表第 1 欄に掲げる 2 以上の違反行為に該当するときは、原則として当該違反行為に対する同表第 2 欄に定める処分内容のうち、最も重いものを適用する。ただし、必要があると認めるときは、当該処分に係る事業の全部又は一部の停止の日数を加

算した日数とすることができる。

- 3 事業の全部又は一部の停止処分を受け、当該処分が終了した日の翌日から起算して5年以内に再び違反行為があったときは、当該処分の日数に前回の日数を上限として加算することができる。
- 4 処分を加重する場合には、処分内容の上限を90日とし、90日を超えるときは、登録又は許可の取消しをすることができる。
- 5 次の各号いずれかに該当する場合は、前4項の規定にかかわらず登録又は許可の取消しをすることができる。
 - (1) 過去に法又は法に基づく行政処分に違反し、刑事処分又は登録及び許可の取消し等の行政処分を受けたことがある者が、違反行為をしたとき。
 - (2) 違反行為の状況が特に悪質であると認められるとき。
 - (3) 前各号に定める他、登録又は許可を取り消すに足りる相当の理由が認められるとき。

(瑕疵による登録及び許可の取消し)

第6条 知事は、法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による登録又は許可が行われたことが、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該登録又は許可を取り消すものとする。

第3章 行政処分の手続き

(命令)

- 第7条 保健所長は、第3条各号に該当する場合にあっては、関連事業者に対し相当の期間を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。
- 2 保健所長は、前項による命令を行う場合には、当該関連事業者に対し命令書を交付するものとする。

(報告)

第8条 保健所長は、関連事業者による違反行為がある場合又は登録基準若しくは許可基準に適合していないと認められる場合であって、当該関連事業者に対し登録及び許可の取消し等の必要があると認められるときは、違反行為を証する書類等を添えてその旨を環境生活部長に報告するものとする。

(登録及び許可の取消し等の検討)

- 第9条 環境生活部長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る違反行為等について、速やかに行政処分事案調書を作成し行政処分の検討を行うものとする。
- また、関連事業者が法に基づく欠格要件に該当するに至ったことが裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合も同様とする。
- 2 環境生活部長は、前項による検討の結果、登録及び許可の取消し等が相当であると認められるときは、当該行政処分の手続を開始するものとする。

(手続)

第 10 条 第 3 章に規定する行政処分の手続きは、行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号） 沖縄県行政手続条例（平成 7 年 10 月 16 日条例第 28 号） 沖縄県行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成 8 年 1 月 31 日規則第 7 号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針（平成 17 年 5 月 9 日経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡）に定める手順により行うものとする。

第 4 章 雑則

第 11 条 知事は、行政処分を行う場合は、必要に応じ、あらかじめ環境省、関係都道府県及び保健所設置市と協議するものとする。

(関係機関への通知)

第 12 条 知事は、登録の取消し又は瑕疵による登録の取消しを行った場合には、他の全ての都道府県、保健所設置市及び情報管理センターへ、事実の概要、処分内容及び理由などについて通知するものとする。

2 知事は、許可の取消し又は瑕疵による許可の取消しを行った場合には、他の全ての都道府県、保健所設置市、情報管理センター及び環境省へ事実の概要、処分内容及び理由などについて通知するものとする。

(許可の取消し等の公表)

第 13 条 知事は、関連事業者に対する行政処分を行った場合は、次に掲げる事実を公表するものとする。

- (1) 行政処分の対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 行政処分を行った日（以下「処分日」という。）
- (3) 行政処分の内容
- (4) 行政処分の履行期限又は履行期間
- (5) 行政処分の根拠法令
- (6) 行政処分の原因となった理由

2 前項の規定による公表は、報道機関への発表又は県のホームページに掲載する方法によって行うものとする。

3 前項の規定による公表の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 登録又は許可の取消し 処分日の翌日から起算して 5 年が経過する日までの期間
- (2) 事業の停止 処分日から当該行政処分の履行期間が満了する日までの期間
- (3) 前 2 号に該当しないもの 処分日から当該行政処分の履行期限の日までの期間

(事務の所管)

第 14 条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和 50 年

- 11月10日規則第67号)及びこの要領において保健所長が行うこととされている事務は、その事務に係る違反行為が行われている場所を管轄する保健所長が処理するものとする。
- 2 前項の場合において、その場所が複数である場合には、それぞれの場所における違反行為に対しそれぞれの場所を管轄する保健所長が当該違反行為に係る事務を処理するものとする。

附則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用する。

第2条 この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附則

第1条 この要領は、この要領の施行前に行われた違反行為で処分が未決定のものについても適用する。

第2条 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(別 表)

1 引取業者及びフロン類回収業者関係

処分の要件	処分の内容
不正の手段による登録（法第 51 条第 1 項第 1 号又は第 58 条第 1 項第 1 号）	登録取消し
登録基準不適合（法第 51 条第 1 項第 2 号又は第 58 条第 1 項第 2 号）	登録基準に適合するまでの間事業停止
	改善が不可能な場合は登録取消し
欠格要件に該当（法第 51 条第 1 項第 3 号又は第 58 条第 1 項第 3 号）	登録取消し
使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（法第 122 条第 11 項）	登録取消し
事業停止命令違反（法第 51 条第 1 項又は第 58 条第 1 項）	登録取消し
引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（法第 20 条第 3 項）	登録取消し
移動報告に関する命令違反（法第 90 条第 3 項）	登録取消し
関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（法第 46 条第 1 項、第 48 条第 1 項（第 59 条において準用する場合を含む。）又は第 57 条第 1 項）	事業停止 30 日
報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（法第 130 条第 1 項）	事業停止 30 日
立入検査拒否・妨害・忌避（法第 131 条第 1 項）	事業停止 30 日
標識の表示義務違反（法第 50 条（第 59 条において準用する場合を含む。））	事業停止 10 日
その他の違反行為	事業停止 10 日

2 解体業者及び破砕業者関係

処分の要件	処分の内容
使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（法第 122 条第 11 項）	許可取消し
事業停止命令違反（法第 66 条（第 72 条において準用する場合を含む。））	許可取消し
破砕業の無許可変更（法第 70 条第 1 項）	許可取消し
引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（法第 20 条第 3 項）	許可取消し
移動報告に関する命令違反（法第 90 条第 3 項）	許可取消し
全部利用者への引渡し書面の保存義務違反（法第 16 条第 5 項（第 18 条第 8 項において準用する場合を含む。））	事業停止 30 日
関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（法第 63 条第 1 項、第 64 条（第 72 条において準用する場合を含む。）又は第 71 条第 1 項）	事業停止 30 日
報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（法第 130 条第 1 項）	事業停止 30 日
立入検査拒否・妨害・忌避（法第 131 条第 1 項）	事業停止 30 日
標識の表示義務違反（法第 65 条（第 72 条において準用する場合を含む。））	事業停止 10 日
その他の違反行為	事業停止 10 日
不正の手段による許可取得（法第 66 条第 2 号（第 72 条において準用する場合を含む。））	許可取消し
許可基準不適合（法第 66 条第 3 号（第 72 条において準用する場合を含む。））	許可基準に適合するまでの間事業停止
	改善が不可能な場合は許可取消し
欠格要件に該当（法第 66 条第 4 号（第 72 条で準用する場合を含む。））	許可取消し
他人に対し違反行為をすることを要求し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき	当該違反行為と同等の処分